

飲料自動販売機（災害救援ベンダー）設置運営業務（A）～（F）

募集要領

令和2年4月

公益財団法人 堺市公園協会

1 目的

この要領は、公園利用者の利便性の向上を図り、災害時には避難された市民に対し、飲料自動販売機（以下「自動販売機」といいます。）内の商品を無料で提供できることを目的としたものです。自動販売機設置業者（以下「設置業者」といいます。）の募集に参加される方は、この募集要領をよく読み、次の各事項を承知のうえ、お申し込みください。

2 日程

項 目	期限、期間等
設置場所の状況確認	各自、募集要領等により状況確認を行ってください。
質問の受付	令和2年4月15日（水）から17日（金）まで
質問に対する回答	令和2年4月20日（月）
応募の受付	令和2年4月15日（水）から22日（水）まで
入札書の開札	令和2年4月27日（月）
契約の締結	令和2年5月1日（金）まで
使用許可の開始	令和2年6月1日（月）

※上表記載の日は、原則として土曜日、日曜日、国民の祝日を除きます。

※やむを得ない事情により変更する場合があります。

3 設置場所

別紙仕様書参照。

4 設置期間

設置期間は、令和2年6月1日から令和3年3月31日までとし、自動販売機の設置及び撤去に要する期間を含むものとします。なお、契約更新を行って支障がないと判断した場合は、令和7年3月31日まで更新することができます。

5 応募者の資格要件

(1) 次の要件をすべて満たす法人が応募することができます。

ア 応募の日から過去2年間において、国又は地方公共団体の管理施設（指定管理施設、外郭団体等国又は地方公共団体が直接管理しない施設は除く。）に自らが管理運営する。自動販売機の設置実績を有する者で、その間、健全な経営を行っている者

イ 堺市内に本社または営業所等がある者

(2) 次に該当する方は、応募することができません。

ア 契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者

イ 法人税、所得税、消費税又は地方消費税を滞納している者

- ウ 堺市が課税する、市税を滞納している者
 ※堺市が課税している市税には、市民税、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税、特別土地保有税、事業所税、都市計画税、入湯税があります。
- エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年5月15日法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」といいます。)若しくは堺市暴力団排除条例施行規則(平成24年規則第108号)第3条各号に規定する者(以下「暴力団密接関係者」といいます。)に該当すると認められる者
- オ 堺市入札事務に関して資格停止となっている者

6 応募条件

- ア 毎月の販売総売上額(消費税別)の20%以上を販売手数料(消費税別)として指定口座へ振込できる者
- イ 堺市都市緑化基金に年間総売上額の2%を令和3年4月末日に振込できる者

7 応募手続き

(1) 受付期間及び受付時間

受付期間	受付時間
令和2年4月15日(水)から 令和2年4月22日(水)まで ※土曜日、日曜日を除く	午前9時30分から 午後5時30分まで 正午から午後1時までを除く

(2) 受付場所

堺市堺区東上野芝町1丁4番地3 公益財団法人 堺市公園協会

(3) 提出方法

応募希望者は、応募申込書その他必要書類に所定の事項を記入、押印(実印または使用印鑑届印)し、提出書類を受付場所まで**直接持参か一般書留又は簡易書留郵便**にて期日までに提出してください。ファックス、電子メールによる提出は受け付けません。

(4) 応募書類

- ア 条件付一般競争入札参加申込書兼誓約書(日付は、**応募手続きされる受付日**を記入してください。)
- イ 事業者(会社)概要(会社のパンフレットでも結構です。形式は問いませんが、会社名、堺市内の所在地、経歴、従業員数は必須です。(補記可))
- ウ 入札書(封筒に入れた後、全ての継目部分(封筒によって異なります。)に割印してください。(自動販売機の土地使用料及び電気使用料は当公園協会が負担します。)
 ※1 **飲料自動販売機(災害救援ベンダー)設置運營業務(A)～(F)までの6業務があり応募は2業務までとします。**

(5) 留意事項

- ア 応募者が登記事項証明書に複数の代表者が記載されているときは、応募に係る権限を有する者を応募申込書の応募者欄に記入してください。
- イ 提案する手数料が最低手数料に達しないもの、文字や金額が不明瞭で判読できないもの、金額を訂正したもの、記名押印のないものは手数料の提案を無効とします。
- ウ 応募手続き受付後の取下げは、行うことができません。
- エ 提出された応募書類の返却は行いません。
- オ 応募者に関する情報及び応募者数等の問い合わせについては、一切回答することができませんのでご了承ください。

(6) 個人情報の扱い

提出された書類に記載の個人情報は、設置予定業者の決定及び契約締結事務に使用し、その他の目的のためには使用しません。但し、応募者の資格確認のため、警察当局への照会には使用します。

(7) 質問の受付及び募集要領の修正

募集に関する質問を4月15日（水）から17日（金）午後5時30分まで受け付けます。ので、質問のある方は、7ページの質問票を使用又は参照し、ファックス又は電子メールで送信してください。郵送(期限必着)又は直接持参による方法でも結構です。書面以外の方法（電話、口頭等）では受け付けません。回答は、全ての内容を令和2年4月20日(月)に当公園協会のホームページに掲載します。なお、この回答をもって、本要領の補完、追加とします。

8 設置業者の決定に至るまで

(1) 選定方法等

- ア 提出された応募書類の審査を行います。
- イ 入札回数は1回限りとします。地方自治法施行令第167条の8及び、公益財団法人堺市公園協会契約実施細則第21条に規定する再度入札は実施しません。
- ウ **選定方法は、毎月の販売総売上額（消費税別）の20%（販売手数料 消費税別）以上で応募者が提案した最高の販売手数料をもって決定します。**
- エ 選定予定者を決定するにあたり、同額の提案手数料があるときは、直ちに当該応募者又は当該応募者から開札に関する権限を委任された者によるくじ引きを行います。この場合において、当該応募者のうち、開札場所にいない者又はくじを引かない者があるときは、その者に代わり当該事務に関係のない当公園協会職員がくじを引きます。
- オ 設置予定業者は、当協会と契約の締結をすることにより正式に設置業者となります。

(2) 設置予定業者の選定通知及び公表

設置予定業者の決定は、令和2年5月1日（金）の予定です。

選定結果は、設置予定者にのみ直接通知します。選定されなかった方には、通知しませんので当公園協会のホームページをご覧ください。ホームページには、入札書の開札の約1

週間後、設置予定業者の商号又は名称(氏名)及び決定した入札書を公表します。

9 入札書の開札

(1) 開札日時

開札日	開札時間
令和2年4月27日(月)	(A)午後1時・(B)午後1時30分 (C)午後2時・(D)午後2時30分 (E)午後3時・(F)午後3時30分

(2) 開札場所

堺市堺区東上野芝町1丁4番地3(花と緑の交流館2F会議室)

(3) 開札への参加

ア 応募者(代理人を含む。)の開札場所への入室は、**1者1名**とします。入室にあたっては、
①応募申込書のコピー及び②身分証明書(社員証・運転免許証等)を受付で提示してください。また、**代理人が開札に参加される場合は、前記①②に加え、必ず応募者からの委任状を受付に提示してください。**なお、開札への参加の有無は、設置予定業者の決定に一切影響しません。

イ 応募者以外は、開札場所への立入りはできません。

ウ 応募者が開札に立ち会わないときは、当該事務に関係のない協会職員を立ち合わせます。

(4) 開札結果の公表内容

開札結果は、選定者の受付番号、商号又は名称(氏名)と入札書を公表します。

(5) 選定予定者第1位が不参加の場合

選定予定者第1位の応募者が開札に参加していないときは、開札の当日に通知します。

10 契約締結の手続き

(1) 手続きの流れ

ア 落札決定後、5日(土日祝日を除く)以内に契約を締結するために下記の書類を提出してください。

(ア) 自動販売機及び容器等回収ボックスの外寸図

(イ) 取扱商品一覧表

(ウ) 容器等のリサイクル方法(形式は問いません。)

※自社処理・委託の別(委託の場合は委託業者名記載の契約関係書類の写しを添付すること。)

※リサイクル工程(収集運搬、処分の方法がわかるもの)

(エ) **契約書2部を渡します**ので、「乙」欄に記名押印し提出してください。(印紙税については、2部のうち1部の余白に200円の収入印紙を貼付し消印してください。)

11 設置予定業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、設置予定業者としての決定を取り消します。

- (1) 指定する期日（落札決定後、土日祝は含まない5日以内）までに契約締結の手続きを行わなかったとき
- (2) 設置予定業者が応募者の資格を失ったとき
- (3) 著しく社会的信用を損なう行為等により、設置予定業者として相応しくないと当公園協会が判断したとき

12 設置予定業者又は設置業者が設置を辞退した場合

設置予定業者が契約締結の手続きを行わない又は設置業者が自動販売機の設置を辞退した場合は、前述の設置予定業者の次に高い手数料を提案した者を応募資格の審査のうえ、設置予定業者と決定することができるものとします。この場合の手数料は新たな設置予定業者が公募手続きで提案していた額とします。

13 契約の解除

次のいずれかに該当する場合は、契約を解除します。

- (1) 契約期間中に、設置対象部分を公用若しくは公共用に供する必要が生じたとき
- (2) 契約を履行しないとき、又は契約期間内に履行の見込みがないとき
- (3) 契約の締結又は履行について不正な行為を行ったとき、又は不正な行為を行ったおそれが非常に強いとき
- (4) 著しく社会的信用を損なう行為等により、設置業者として相応しくないと当公園協会が判断したとき
- (5) 暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められたとき
- (6) 契約に定める義務に違反する行為が認められたとき

14 自己の事情による自動販売機の撤去

設置業者は、自らの事情に起因して契約期間中に自動販売機を撤去しようとするときは、当公園協会に書面で協議を申し出てください。但し、申出期間は6月1日から10月31日までとします。協議の結果、契約の解除に至った場合の解除の日は、解除することを決定した日から起算して4か月を経過する日の属する月の末日とします。また、自動販売機の撤去に伴い、契約を解除された当該設置業者は、契約を解除した物件に設置する自動販売機に係る次の公募に応募できません。

15 公募の応募資格の喪失

次のいずれかに該当する場合は、その原因となる日から1年間、自動販売機に関する公募の応募資格を失います。

- (1) 設置予定業者が指定する期日（落札決定後、5日（土日祝日を除く）以内）までに契約締

結の手続きを行なわなかったとき

(2)当公園協会において、契約を解除されたとき（但し、上記 13(1)及び 14 による解除

16 情報公開

本公募手続き及び契約締結の手続きにおける透明性を確保するため、堺市公園協会情報公開規定第 5 条に基づく公開の申出があった場合、原則として次に掲げる事項について公開するものとします。

- (1) 応募者の商号又は名称（氏名）及び販売手数料
- (2) 設置業者の商号又は名称（氏名）及び販売手数料
- (3) 応募資格を有すると認められなかった者の商号又は名称（氏名）及びその理由

質 問 票

送 信 先 (郵送・持参先)	〒590-0803 堺市堺区東上野芝町 1 丁 4 番地 3(花と緑の交流館 2F) 公益財団法人 堺市公園協会 (担当：長井) 【ファックス番号】 072-245-0069 【メールアドレス】 sakai-pa@siren.ocn.ne.jp
1. 件 名	飲料自動販売機設置業者募集に関する質問
2. 送 信 者 (応募希望者)	所 在 地 (住所) 商号又は名称 (氏名) 代表者職氏名 所属部署名 担当者氏名 電話番号 — — ファックス番号 — —
3. 質問内容	

※質問は令和 2 年 4 月 17 日 (金) 午後 5 時 30 分まで受け付けます。

※書面による方法とし、電話、口頭等による質問は受け付けません。

※質問をする場合は、送信後、到着の有無を電話で確認してください。

【電話番号(直通)】 072-245-0070

※電子メールを使用する場合は、必ず上記 1. 2. 3 の事項を送信してください。